

# 三重県カスタマーハラスメント防止対策推進本部設置要綱

## (設置)

第1条 三重県におけるカスタマーハラスメントの実態把握やカスタマーハラスメント防止に資する取組の検討をするため、三重県カスタマーハラスメント防止対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) カスタマーハラスメント防止対策の推進に関すること
- (2) その他必要と認められる事項に関すること

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部長代理は、副知事及び危機管理統括監の職にある者をもって充てる。
- 4 副本部長は、雇用経済部長及び政策企画部長の職にある者をもって充てる。
- 5 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

## (本部の長等)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 本部長代理は、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する本部長代理がその職務を代理する。
- 3 副本部長は、本部長及び本部長代理を補佐し、全庁のカスタマーハラスメント防止対策にかかる企画及び連絡調整の中心的役割を担う。

## (会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 推進本部には、必要に応じて部会を置くことができる。

## (幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長及び幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。
  - (1) 推進本部に提案する事項
  - (2) 各部局等の施策について相互に調整を要する事項
- 5 幹事会には、必要に応じてワーキング部会を置くことができる。

(幹事会の運営)

第7条 幹事長は、会務を総理する。

- 2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。
- 3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 4 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、雇用経済部雇用対策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月19日から施行する。

別表 1

本部長	知事
本部長代理	副知事、危機管理統括監
副本部長	雇用経済部長、政策企画部長
本部員	総務部長 地域連携・交通部長 防災対策部長 医療保健部長 子ども・福祉部長 環境生活部長 農林水産部長 観光部長 県土整備部長 病院事業庁長 教育長 警察本部長

別表 2

幹事長	雇用経済部副部長 政策企画部次長兼ひとづくり政策総括監
幹事	総務部総務課長 地域連携・交通部地域連携・交通総務課長 防災対策部防災対策総務課長 医療保健部医療保健総務課長 子ども・福祉部子ども・福祉総務課長 環境生活部環境生活総務課長 農林水産部農林水産総務課長 観光部観光総務課長 県土整備部県土整備総務課長 病院事業庁県立病院課長 教育委員会事務局教育総務課長 警察本部警務部警務課企画室長